

決算審査特別委員会

9月8日（木）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤野幹男議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	岡野富春
書記	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
高橋兼次	副町長
井上裕美	総務課長
山岸堅護	総務課庶務・人事担当副課長
伊藤恵一郎	総務課財政契約担当副課長
中嶋秀雄	地域支援課長
内田恒雄	地域支援課地域支援・人権推進担当副
課長	
中西敏雄	税務課長
中村滋	税務課収税担当副課長
新井益男	町民課長
矢嶋芳枝	町民課戸籍・住民担当副課長

山	下	次	男	町民課保険・年金担当副課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
植	木		弘	文化スポーツ課生涯学習担当副課長
金	井	敏	明	文化スポーツ課交流センター館長
船	戸	豊	彦	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書 館長

田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
松	本	武	久	代 表 監 査 委 員
安	藤	欣	男	監 査 委 員

◎委員長あいさつ

○河井勝久委員長 皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会第1日目、ただいまから始めたいと思います。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様には出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

質疑をする場合には、簡単明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔な答弁、

説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、松本代表監査委員、安藤監査委員におかれましては、4日間の審査にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

(午前 9時32分)

◎議長あいさつ

○河井勝久委員長 それではここで、藤野議長に出席をいただいておりますので、藤野議長からごあいさつをいただきます。

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。本日より決算審査特別委員会が始まりますが、皆様方には大変ご苦労さまです。皆様のご協力をいただきまして効率よい審査が進められますよう、よろしくお願いいたします。

また、松本代表監査委員、安藤監査委員には大変お世話になります。ご苦労さまでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○河井勝久委員長 次に、岩澤町長からごあいさつをいただきたいと思えます。

○岩澤 勝町長 おはようございます。きょうから決算特別委員会でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

1日の課長会でも課長の皆さんにお話し申し上げました。議員の皆様方、町民の皆様方にご協力をいただいて、22年度の事業も予定どおり進行することができた。それについて今回ご審議をいただくわけですので、ふだんやっている仕事の内容がしっかりあらわせますように、答弁のほうも自分の思いどおりのことをしっかり答弁をしていただきたいというふうにお願いをいたしました。

そういう状況で、ご協力をいただいて22年度の事業が進んだわけですが、それについてしっかりご審議をいただきまして、引き続いてご指導がいただけるようお願いをする次第でございます。

また、監査委員の松本さん、安藤さん、それぞれお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

連日の審査になりますので、よろしくどうぞお願いいたします。大変ありがとうございます。

○河井勝久委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○河井勝久委員長 ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しております。よって、決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時35分)

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。本委員会の開会は、本日9月8日木曜日、9月9日金曜日、9月12日月曜日、9月13日火曜日の4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会は、本日9月8日木曜日、9月9日金曜日、9月12日月曜日、9月13日火曜日の4日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。本委員会に付託された案件は、議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第40号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第41号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第42号 平成22年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第43号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定に

ついで、以上決算議案7件ですので、ご了承願います。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、委員長よりの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり、議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課、局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思っております。

また、議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定

についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課、局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

また、議案第39号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行うことに決しました。

なお、議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から議案第44号 平成22年度嵐山町水道事業決算認定についての件の7議案につきましては、総括質疑をする委員は明日9月9日の午後1時までには委員長に届けてください。

傍聴について申し上げます。当委員会に傍聴の申し出がある場合は、原則認可したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第38号の質疑

○河井勝久委員長 議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

なお、質疑がある委員は、挙手により委員長の指名後、ページをおっしゃってから簡潔に、またはつきりとお願ひします。また、質問の回数、1課局1回で3回までとします、ご了承ください。また、発言はマイクを通してお願ひしたいと思ひますので、質問者、答弁者とも着席のまま発言をするようお願ひいたします。マイクのスイッチは発言をする前に入れていただき、発言が終わりましたら切ってくださいようお願ひします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時43分

再 開 午前 9時44分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 16 ページなのですが、16 ページの普通徴収、

特別徴収、退職所得、そして法人税と比較してみますと、法人税のほうは 21 年度と 22 年度ではふえていて、そして還付金も少なくなっている。逆に、個人町民税なのですが、個人町民税は納税者が 21 年度と 22 年度では極端に減っています。これについて、両者に対して法人税の部分とそれから個人町民税の部分との比較をしてみて、どのような現状に今社会的な状況がなっていると考えられるか伺いたいと思います。これも法人税の還付が少なかったわけですね、22 年は。それもあわせてです。

それと、58 ページになりますけれども、課税標準額.....

○河井勝久委員長 渋谷委員さんどっちで質問するか。決算書のほうか説明書のほうか。

○渋谷登美子委員 説明書のほうです。失礼いたしました。

58 ページになりますけれども、資産税賦課事業という形で平成 23 年度課税標準宅地・路線価時点修正業務委託料というのが出ていまして、それによって固定資産税はどの程度、23 年度と 22 年度と変化してきたのか。これは毎年ではないですよ。その影響について伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

まず、個人町民税なのですが、個人町民税が全体で、21 年度と比べると約 1 億 900 万円減っています。これは、22 年度の課税は 21 年中

の所得、ということは20年度のときにリーマンショック、このリーマンショックの影響によって次の21年度中の所得についても給与の減少、あとはボーナスが出なかつたりしている会社もありましたので、その影響が出て全体的に、21年度と22年度を比べて約1億996万6,000円減っております。それと、納税義務者の所得が減っていますので、納税義務者も普通徴収にすれば336人減っております。特別徴収にすると96人減っております。退職は12人減っております。それと、一番給与が影響してしまっているのですけれども、特別徴収だけで7,500万税額が減っております。そのリーマンショックの影響がかなりあったと思います。

それと、法人ですけれども、法人については逆にふえているのですけれども、企業業績の好転ということで、国もそうなのですけれども、今年の6月末現在の国の全体的な税の伸びも、全体的に9%ぐらい国も伸びています。それで、法人税も、町の法人税にしても、納税義務者的には法人税割を納めている会社というのは、ほとんど変わりません。21年度で法人税割を納めた会社が124社、平成22年度が134社、税額にすると約8,500万円ぐらい違うのですけれども、業種を見ても食品関係、自動車関係、あと銀行関係が伸びております。

それと、今度は58ページの固定資産税ですけれども、決算ということで23年度の税額をちょっと持ってきていないので、申しわけないのですけれども、ちょっと比べようがないので、すみません。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 納税者が減少しているということは、税額にいかない所得の方がふえているということなのか、それとも全体的に高齢化してというふうなことがあるのか、そちらのほうの分析というのはいかがなっていますでしょうか。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 所得が減ったことと団塊の世代の方がやめていますので、給与から年金等に移っていますので、その方たちの影響も大だと思っています。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の15ページの不納欠損の関係なのですが、この中で差し押さえ等、差し押さえはこの前の段階ですか、いずれにしても22年度で差し押さえをしたというのはどのくらいあるのか、伺いたいと思うのですが。

それと、15条の7第5項、無財産の処分停止、財産がないということでこれはあるわけですね。おかしいなと思うのは、固定資産税、いわゆる土地があるからこれは資産税がかかるわけですね。少なくとも土地は残るので

はないかなと思うのです。前年度を見ても固定資産税のところはゼロですから、なぜ無財産になってしまったのか、ちょっと理由があれば伺いたいと思うのですけれども。

それから、次のページの先ほどのご質問で、普通徴収はそうしますと税がかけれなかったので、336人前年度より減ったという理解でよろしいのでしょうか。そして、特別徴収は、定年になったので、その分の人がやめたということなののでしょうか。まず、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

差し押さえですけれども、まず所得税の還付金の差し押さえが41件、129万7,235円、預金の差し押さえ23件、234万3,815円、給与の差し押さえ2件、61万。あとは東電の線下補償の関係で、これは供託金が法務局にありましたので、それが1件で36万1,125円、合計67件で461万2,175円です。

それと、不納欠損の関係で固定資産税の関係ですけれども、これについては競売にかかって処分になりまして、そうするとそのほかに残っている財産がないものですから、差し押さえることができないということで、不納欠損にしたということです。

それと、先ほどの16ページの普通徴収と特別徴収の関係ですけれども、特別徴収については96人の減ということで、これも給与等が少なくなりまし

たので、中には非課税、扶養等が多くなると非課税になる人がおります。

それと、普通徴収のほうですけれども、この関係も給与が下がったりとか、あとは年金もこのところ上がっておりません。年金所得者も年金が下がっておりますので、非課税になる方がふえていると、そういうことです。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 差し押さえの件なのですが、そうしますと差し押さえられた方というのは、その後どうされたのですか、生活のほうを。もしつかんでるようしたら、聞きたいと思います。

それから、普通徴収、特別徴収の関係なのですが、そうしますと、いや、私は人口減が結構大きいのかなと思っていたのですか、それは1年くらい関係ではこういう目立った数字にはなっていないということでもよろしいのでしょうか。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

差し押さえした方からほとんど連絡はありません。差し押さえの予告通知を出すのですけれども、預金なんかでも差し押さえの予告通知を出しまして、それで差し押さえするのですけれども、ほとんど問い合わせとか、連絡とかというのはありません。

それと、先ほどの納税義務者の関係ですけれども、これについては先ほ

ど申し上げましたように、非課税になる人もいますけれども、逆に高校とか大学を卒業して納税義務者になる方もおられますので、影響してくるのは多分所得の減の非課税の方がほとんどだと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 町税そのものが下がっているという、特徴も下がっているという話なのですが、ここ数年税制改正が行われていると思うのですが、特に前回は扶養控除の関係の税制改正が行われたと思うのですが、22年度の税制改正が行われた内容と、それが特に特徴の場合が大きいかなというふうに思うのですが、それがどういうふうに反映しているのかわかるでしょうか。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 扶養の関係は24年度から反映しています。ですから、24年度については扶養控除がなくなりますので、若干税収のほうが上がってくると思います。ただ、心配なのは、滞納者がふえるおそれがあるということです。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 私も16ページのさっきから聞いていただいている件なの

ですけれども、この納税義務者という人数が、過去5年調べても大体9,500から9,600なのです。それで、22年の予算のときですけれども、均等割の該当者が大体9,286人、それから所得割が8,385人というような答弁がありました。それで、この9,177人という中で均等割だけにおさまっている人、それから税割がある人というのは、人数わかりましたら教えてください。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、均等割のみの方が1,024人です。それと、均等割と所得割を納める方が8,090人です。それと、その中に退職所得を納める方がありますので、それらを合わせて9,177人です。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 やはりこの辺の人数は、先ほどのリーマンショックがかなり影響しているということですから、団塊の世代がこれから相当抜けていくわけですね。その辺のところを、これからの見込みとか予想の中にもある程度入れていかなければならないと思いますが、この影響、要するに9,177人というような数字の影響は、しばらく続くのではないかと。むしろもっとこれよりも減少していくのではないかとということが見込まれると思いますけれども、その辺この決算に当たって税務課ではどのように分析し

ていらっしゃいますか。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 先ほど議員さん申されましたように、団塊の世代がやめていきます。それで、新しく納税義務者になる方が、少子化で少ないです。個人の税収自体は減っていくと思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時03分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 では、説明書なのですが、最初に21ページになりますが、分担金及び負担金なのですが、広域路線バスの負担金です。そ

して、これは昨年に比べるとがくっと減ってはいるのですけれども、これについての分類です。嵐山町の町内循環バスというのが10月からでしたか、始まったと思うのですけれども、それとダイヤモンド交通との関係もありまして、これをどのように町内で評価したかということを知りたいと思います。

それと、次に37ページの諸収入と38ページの過年度収入ですけれども、貸付金元利収入で元金残高の件数と、過年度収入はこれで全部終わりというところでよいのでしょうか、それを伺います。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、広域路線バスの負担金の関係についてお答えをさせていただきます。

路線バスの負担金の額云々というよりも、今回ダイヤモンド交通が始まりまして、それと路線バスの評価といたしまして、そういったことでのお尋ねといたしましてお答えさせていただきます。

まず、広域路線バスに関しましては、改めてご説明させていただくまでもなく、最初は福祉循環バスを町で単独で走らせて運行をまいりました。その後、福祉循環バスの老朽化等に伴いまして、その後のバスの運行をどうするかという中で、この路線バスというものがイーグルバスさんとの提携といたしまして、交渉という形の中で始まって、運行をまいりました。昨年の10月に路線の変更が行われまして、そして負担金についても、今ときがわ町と負担協定をしながら行っているという状況でございます。

なかなか福祉循環バスのときもそうございましたし、また路線バスにつきましても、いろいろと町民の皆様のご要望を受けながら、変更できるところを変更し、対応を図ってまいったわけでございますが、何といたしましても今求められている町民の方からの声というのは、非常に細かく利用を図りたいというのが大きな希望でございます、なかなかこういった定期的な路線の中では、そういったものに十分お答えするという事はかなり、ある程度の限界があるということがございます。

そういった中で、今回ダイヤモンド交通のタクシーの利用券というものが今年度始まったわけございまして、こちらのタクシー利用券も今始まったばかりですけれども、さまざまにまずは使っていただいて、そしてその中で具体的な要望や不便な点、そういったものを踏まえて、そして路線バスとの今後のあり方、それを今回探っていくということで考えておりまして、ぜひダイヤモンド交通の新たな試みについて、まずは町民の皆様方に十分その制度を活用していただいた中でさまざまなご意見をいただいて、路線バスとの今後のあり方、これを今後考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

住宅資金のほうについては、副課長のほうから。

○河井勝久委員長 それでは、内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、37 ページ、38 ページ、まず 37 ページの諸収入の新築資金貸付金元利の部分に

つきましてお答えさせていただきます。

まず、現在の貸付金元利償還金、貸付金利子償還金、こちらにつきましてはいずれも4名分の方の償還金の金額ということでございます。貸し付けを行っている方は、現在5名いらっしゃいますけれども、次の38ページ、諸収入、雑入の過年度収入、住宅新築資金貸付元利償還金につきまして、こちらにつきましては1名の方、毎月分割という形で定額で納めていただいている部分と、22年度につきましては1名の方、21年度分の後期分が22年度にずれ込んだ部分ということでございまして、それぞれ36万円と17万3,254円という額の合計が53万3,254円ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。私は、路線バスなのですけれども、町内の市街地循環というのですか、それについてはどのように評価をしているのかということを伺いたかったのですけれども。

もう一つ、諸収入のほうですけれども、貸付金に関しては5名いらっしゃるけれども、貸付金元利収入は4名分で、1名分に関しては過年度収入という形で入ってきているというふうに理解していいのでしょうか。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 先に過年度収入につきましてお答えさせていただきます。

1名の方、20年度以前の部分の償還金ということですので、その方につきましては元利収入という形で入ってきているということでございます。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 市街地循環線の関係でお答えをさせていただきます。

まず、市街の循環線につきましては、10月からの利用者数をまず述べさせていただきますと、市街循環線10月分が71名、それから11月が34、12月が31、1月が24、2月が20、3月が17ということございまして、町内を循環しているバス2台については、なかなか利用者数が伸びていないということでございます。この辺につきましても、きのうちちょっとタクシーの、今年の話になって申しわけないのですが、ディマンドの一般質問の中で、タクシーの利用券を使われている方も非常に市街地内が多いということでした。それとこの循環線との関係、ちょっとどうして、単純に考えると循環線のもっと利用があつて、なおかつ今度ディマンドになった場合にそちらのほうに移行していくということなのかなという感じがするのですが、ちょっとその相関関係が分析できていないということで、この辺についてはまた研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 最初に、説明書の47ページなのですが、一番下

に報償費があります。町政モニターの委員の報酬ということで8万1,000円、9人ということで1回開催と書いてあるのですが、1回9人ですから9,000円で8万1,000円になるのですけれども、単純にそういう計算、その会議のときのあれなのでしょうか、それとも年間を通しての活動費のあれも入っているのかお聞きしたいというふうに思います。

それと、同じく説明書の62ページなのですが、下段のほうに工業統計調査の報酬が載っているのですが、4人で15万2,837円ということなのですが、工業統計調査は毎年行われています。昨年を見ても大体同じような報酬なのですが、そんなに、年末に来ていただいて年明けに出すというような感じなのですが、非常にほかの何か統計調査に比べると報酬がいいような気がするのですが、また歳入のほうにも33ページに同じような金額が入っていますので、町の持ち出しというのはそのようなものないのだというふうに思うのですけれども、この工業統計調査の調査員の仕事の内容、私も昔やったことあるのですけれども、最近の内容は違うのかどうか、ちょっと比べてみたいと思うので、お願いできればというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、初めに町政モニターの方の報償の関係でお答えさせていただきます。

町政モニターの方につきましては、22年度中は1回、モニターさんの意

見交換会という形で会議を開催させていただいております。こちらの町政モニターさんの活動ということなのですけれども、随時モニター通信という形で、町のほうにモニターさんの立場からのいろんな意見ですとか、提案も含めていただいております、これは年間を通して随時いただいているというものでございまして、こちらの支出につきましても年間のそういった活動に対するものというふうなことでご理解いただければと思います。

それから、工業統計調査の関係で、調査員さんの活動内容ということなのですけれども、非常に委員さん今お話いただいたとおり、年末に調査票を配布して、年明けに提出いただくと、回収するというような活動状況が大まかなところでございまして、実際に活動している事業所の把握、そういったものも含めた調査活動、そういったものを行うということが外部調査員さんの活動の主な部分になっています。あわせて調査票の配布時の記入の説明ですとか、回収のスケジュール調整、そういったことを含めたものを調査員さんは、主に各企業と、調査組合の企業と各事業所と、個別に各企業所を訪問しながら行うというようなのが具体的な活動ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 1点町政モニターのほうだけ質問したいのですが、年間活動費を組むということで、そういう答弁だったと思うのですが、役所のほうから定期的にこういうものについては今回調査したいので、調査をお願いい

たしますと、そういうふうな依頼も当然あるというふうに思うのですが、そういうのは年間で、月に1件だとか、平均的に年間何件ぐらいそのような調査依頼というのは出るのですか。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 お答えします。

昨年度につきまして町のほうから町政モニターさんに対しまして、テーマを絞って、こういったことにつきましてという形で行ったのは、このモニター会議のときに事前にこういったテーマに絞らせていただいて、ご意見と提案をいただきたいということで開催したのはこの1回のみでございまして、年度内において各モニターさんにこういったものについてというような話でお願いしたということはございませんでした。ちなみに、モニター会議の際にテーマを絞ったという部分につきましては、内容としましては、町の広報紙につきましての部分、それから町のホームページについての部分、こういったものについてのさまざまなご意見、ご提案をいただきたいというようなことで開催してございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の54ページの駅東の駐輪場の関係なのですが、当然便利なのですがけれども、置きっ放しにしている自転車というのは、22年

度はどのくらいあったのでしょうか。

それから、同和関係で補助金の関係なのですけれども、この補助金は渡してしまうと、その団体が自由に使えるということになるのでしょうか、個人の使用まで別に使っても構わないということであるのかどうか伺いたいと思います。

それから、次のページで、防犯の関係で、犯罪はだんだん下がってきているということですが、21年度と22年度でどのくらい下がったのか、わかりましたら伺いたいと思います。ただ、そういう中で、こういう事件もあったという、何か注意しなければならないようなことが、もしあったらいいです、伺いたいと思うのですが。

それから、パトロールセンターなのですけれども、あそこにあって大変意義が大きいと思うのですが、無料であそこを借りられるわけですよね。無料で借りている実績といいますか、どのくらい利用がされているのかわかりましたら伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、駅東の駐輪場の放置自転車の台数でございます。大変申しわけありません、ちょっと今手元に放置自転車の台数が何台だったか、今ちょっと多分調べていると思うのですが、今手元にありませんので、お答えできませんが、まず放置自転車についてはある程度定期的に、大体年に2回程度

だと思ふのですけれども、撤去させていただきます。

ただ単に撤去ということになりますと、一斉撤去してくれるのかと、こういうことになるのですが、そういうことではございませんで、まずこちらから調査に行かせていただいて、これは長い間放置されているなという形状のもの。それはなぜわかるかと、タイヤをさわってみたり、あるいは缶やごみが入っているとか、かなりこれはちょっと1カ月、2カ月放置されているなというのわかるものでございまして、それについてはまずタグを張らせていただきます。いつまでの間にこれを撤去してくださいというようなタグを張らせていただきます。期間を切ってですね。そして、その後、もう一度調査に行き、それが張られているものがはがされていない、またそのまま放置されているものについて、町のほうでは、まず町の庁舎のほうに引き揚げさせていただき、そしてその自転車の登録ナンバー等があるものについては、その登録ナンバーを警察のほうに問い合わせをしまして、そして連絡先がわかるものについてはこちらから連絡をさせていただきます。そして、いつまでにとりに来ていただきたいということで連絡をさせていただいて、その後とりに来られなかったものについて撤去といいましょうか、廃棄をさせていただくという手続になっております。

1回の撤去作業で、私もやったことがございますが、大体20台から30台ぐらいを撤去するような台数があります。放置自転車、これは盗難の部分も含めてそういう形のものがあるというふうに認識しております。

それから、続きまして同和対策補助金の関係でございます。町は補助金を支出をしたならば、それで何ら管理をしないのかというようなご質問でございますが、当然そういうことはございませんで、町といたしましては実績、まずは補助金の交付申請を出していただくと。その補助金の交付申請の中には事業計画が記されて、それが公益性があるというものについては補助金を支出させていただき、そしてそれに基づいた実績報告書を出していただくという手続で、補助金の支出については運営をさせていただいているというものでございます。

それから、防犯の率の低下ということでございますが、大変申しわけございません。こちらのほうも、21年度と22年度の防犯の低下率についてはちょっと持っておりませんが、基本的には防犯に関しましては、嵐山町のほうで多いのは侵入盗といいましょうか、そういったものが多い。侵入盗、空き巣というのでしょうか、そういったものが多いと。それから、あとは自転車盗、自転車泥棒というのでしょうか、そういったものが多い。あとは、夜間の車上ねらい、そういったものが多いというふうにも今までは特徴的には言われてまいりまして、その辺についてはその都度、発生が多くなった場合には、小川警察署のほうからも町のほうにそういったご連絡がありまして、そういったことを改めて注視させていただいているというようなことでございます。

それから、パトロールセンターの無償での利用の関係でございます。大変申しわけございません。ちょっとこちらは今手元に資料がなくて件数がお

答えできないのですが、まずパトロールセンターの利用の無償化については、まずパトロールセンターというのは、基本的になるべくあそこが開いているという状況が望ましいことをごさいますて、パトロールの方たちにある程度あそこに来ていただく、あるいは何らかの形で使って、あの場所が開いているということがセンターを設置した当初の一番の意義を上げることだなということがございました。そういったことで、ぜひ地元の方やパトロール関係の方たちにあの場所を多く利用していただいて、あそこがいつでもというか、なるべく長い時間あいているということで有効活用していただければ、大変ありがたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 駐輪場の件なのですが、台数を聞いたりしたのは、撤去代がかかるわけですね、無料で使ってもらってというか、町は土地の借り上げ料でお金を払って、また撤去代でお金がかかってということで。駅の西口で最近言われたのですけれども、あっちが無料でなっているとなかなか厳しいですよということを言われたのですが、便利ですけれども、利用をする人に私は怒られるかもしれませんが、私はやっぱり有料化ということを考えていったほうがいいのではないかなと思うのです。西口で今なりわいといいますか、仕事としている人がいるわけですので、その人たちの生計を圧迫しているということが言えるし、町はこうしてシステムに次ぐシステムに

なっているわけですので。町長かどっちかお答えください。

○河井勝久委員長 その辺少し予算のほうに絡む問題ですけれども、無料化にしていけとかというのは。決算だから、有料化にしていけということは次の予算のときに絡む問題なので、その辺は質問の内容を変えて。

○川口浩史委員 わかりました。

続いて、補助金の関係は、何か個人で使っているのではないかという話をちらっと聞いたことがありますので、その辺ちょっと確認をしたかったわけです。

パトロールセンターの関係なのですけれども、時々あそこを通過、いなことのほうが多いのです。ですので、ちょっと使用するのにどういう条件がついているのか、その条件は厳しいのかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、先ほどちょっとお答えできませんでした放置自転車の台数、こちらにつきましてお答えさせていただきます。22年度に放置自転車として撤去をしてきた台数は、45台でございます。

それから、パトロールセンターの開所の関係でございます。22年度のパトロールセンターにつきましては、下校の見守りで95回、ナイトパトロールで7回という形で利用しております。

それから、各利用の条件でございますが、特に利用の条件で厳しいというものはございません。地域の集会ですとか、あるいは何らかのグループの利用、そういったものについても基本的には認めるということになっておりますので。ただ、利用勝手として、あそこの入ったところのオープンスペースが使いやすいかどうかということもちょっとあるのですが、特に利用の規制で何がどうのというそれほどの厳しい規制はないというふうに感じておりますので、ぜひご利用いただきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 犯罪の件数はわかりますか。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 失礼いたしました。犯罪の発生件数でございます。認知件数でございます。嵐山町の刑法犯の発生の認知状況を申し上げますと、まず21年度が侵入盗22件、それから非侵入盗165件が一番多いです。そういったもので、知能犯等も含めまして合計271件、21年度でございます。それから、22年度になりますと、侵入盗が12件、そして非侵入盗が127件ということで、その他のものも含めると合計で225件ということでございます。21年度が、認知がですが、271件から22年度の225件、約50件ほど減っているという状況でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 なるほど犯罪が確実に減ってきているというわけですね。

その役割を果たしているのが、パトロールセンターを中心にしたパトロール活動だというふうに思うのです。パトロールセンターの利用なのですが、95回と7回、つまり児童の見守り等の活動以外にはこれ使われていないということになるわけですね、今のご説明ですと。ぜひそういう防犯の意味で地域の人に使ってほしいというお話があったのですが、何か事あるごとに地域の人にお話ししていただきたいなというふうに思います。

要望で終わります。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 55 ページをお願いします。4番目の各種相談事業なのですけれども、迷惑相談員さんの22年度に相談に来た人数、それから主に多かった相談というのはどのような内容があったかについてお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

迷惑相談においでになった方の人数、実際に直接来られた方、面談という形でおいでいただいた方が、これ延べ件数になりますが、114件でございます。それから、電話相談、こちらにつきましては182件、こちらも延べ相談、延べ人数になります。合計では296件の相談をお受けしているということでございます。

それから、多かった内容でございますが、一番多いのが法律的な相談、こちらには相談を受けて、町の顧問弁護士の法律相談等に回すようなケースもございますが、法律的な相談、それから交通関係に関する相談、これは損害賠償も含めて、そういった相談、それから離婚に関する相談、家庭内の相談、それから近隣とのトラブルといいたいでしょうか、そういった相談、こういったものが総じて件数的には同程度の件数で多いかなという集計結果になっています。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 このところはあれですか、区から出てくるような相談とか一切そういったもの全部含めて、今の件数というようなことでいいのですか。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今申し上げましたのは、迷惑相談員さんが受けた相談件数でございます。区からの要望とか、それは入っておりません。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 それは、この296件というと相当な件数が、電話も含めてですけれども、ありますよね。それで、この相談に来た方に大体、適当な解決策といえますか、うまくいったようなところまで把握されているようでしたら、大体こんな形で処理ができたとかいうのが、支援課のほうで把握してい

たら教えていただきたいのですけれども。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

この相談件数というのは、まず1点は延べ件数だというふうに申し上げさせていただきました。と申しますのは、例えば家庭内での相談であるとか、隣近所とのトラブルの相談であるとか、そういったケースにあっては、1回だけで終わらないというケースももちろんございまして、特に家庭的な相談であるとかそういったものに関しては、話を聞いてもらいたいということもあつたり、2回、3回という形で継続して頻繁に来られるというケースもございまして。その中でどれだけのものが解決できたのかというのは、ちょっと把握してございません。

特に法律相談的なものに関しては、一応こちらでお話を聞いて、これはちょっと法律的な解決方法のほうがいいのではないかという場合には、専門の弁護士への取り次ぎをしたり、あるいは家庭裁判所等の相談機関だとか、そういった手続、そういったもので対応させていただくというものもございまして、申しわけございませんが、この中でどれだけの件数が、相談員さんによってすべて解決されたという件数は把握しておりません。

○河井勝久委員長 よろしいですか。

○青柳賢治委員 はい。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

53 ページになると思うのですが、上段のほうですが、地区の集会所等補助事業ということで、各地区にある集会所の修繕ということで補助金並びに交付金が出ていますが、年々ちよつとふえてきていますけれども、主にここに出ている中では築何年ぐらいたっているところが多く、どのような修繕をなさり、補助金で出しているのかお尋ねをさせていただきます。

それと、その下ですけれども、交通指導員さんのほうの関係で、傷害保険というものを掛けていますが、こういうものは使わないで安全にできることが一番ですけれども、22 年度はこの保険を使ったという経緯があるのかお尋ねします。それと、もし使ったようであれば、どのような事故というか、ものに使われたのかお尋ねします。

続きまして、もう一点ですけれども、55 ページになりますけれども、防犯対策の中でボランティア活動の保険料は、保険が掛けてあるわけですが、先ほどの交通指導員と同じように、この保険に該当するような経緯が何かあったかどうかお尋ねします。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、集会所の修繕関係でございます。築どのぐらいのものが対象とな

ったかというご質問でございました。対象建物については、私ども22年度の内容のものについて築何年であったということは調査してございません。ただ、内容的にまず少しご説明させていただきますと、例えば勝田の農村センターの環境施設修繕事業、これはエアコンの取り付け工事でございます。また、勝田集会所の環境施設の修繕工事、これはトイレの水洗化の工事でございます。それから、越畑の第3公民館の補修工事、これは屋根の塗装、それから基礎の補強工事でございます。それから、志賀2区の自治会館については、床の張り替え工事でございます。鎌形の植木山につきましては、雨どいの修繕工事というような内容になっておりまして、必ずしも志賀2区自治会館なんかの床張りかえ工事なんかについては、相当程度の年数があつての床の張りかえということがあると思うのですが、いつ以前のものを対象にしているとか、集会所の修繕事業の補助金についてはそういった基準というのはございませんで、その内容によつての補助対象ということになりますので、大変申しわけございませんが、築何年以上たつているかということについては、改めて調査しておりません。

それから、保険については、今ちょっと確認をさせていただいております。交通指導員さん、それからボランティア保険の関係、対象があつたかどうか、22年度について今確認をしておりますが、私のほうで承知しておる中では、そういった大きな事故があつて云々ということは、ちょっと記憶にございませんので、大きな事故での保険対応というのはなかつたというふうにご考慮を

りますが、今確認をしております。

○河井勝久委員長 時間かかりますか。

○中嶋秀雄地域支援課長 そんなにかからないと思います。

○河井勝久委員長 では、もしあれでしたら休憩に入りたいと思うのですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 かかりますね、はい。

暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時55分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松本委員の質問に対して答弁をお願いします。

では、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お時間をいただきまして大変申しわけございませんでした。

交通指導員さんに対するボランティア保険、傷害保険、それからパトロールの方たちに対するボランティア保険、22 年度中に事故件数があったかということでございまして、22 年度中については、いずれについてもその保険を使ったということはございませんでした。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 順にすみませんが、地区の集会場の関係ですが、これは区のほうからの要望でそれにおこたえし、6件でしょうか、にこたえられたということで、非常に区の要望としては、区民のそれぞれの公民館や何かにつきましては、きれいになられたりなんかして、非常によかったなというふうに考えていると、私もそう思っていますが、これは要望ですから、もっとほかにももちろん出てきていたのかなというふうにも感じるところもあるのですけれども、全部の要望には6カ所の要望が出て、これは全部が対応できたというふうなことでしょうか、22年度は。

それと、交通指導員さんの関係ですけれども、保険を使うほどの事故的なものはなかったということで、それとボランティア活動の保険もなかったということで、非常にありがたかったなというふうにも思っております。

全体的なのですけれども、指導員のあれでしょうか、これ人数は、すみませんが、先ほど聞かなかったのですけれども、もし差し支えなければお尋ねさせていただき、最初の質問のときに入れてありませんでしたから、だめだめと言っているようですから、だめなら結構ですが、そういうことは.....

〔「人数はわかっているかな」と言う人あり〕

○松本美子委員 もし難しいようでしたら結構ですけれども、人数のほうかもしわかっているようでしたら、最初にしなかったからだめだということでしたら結構ですけれども.....だめでしたら結構です。

では、集会場のほうの関係は、22年度は全部で6カ所ということだけで、ほかには対応する要望はなかったのかということだけお尋ねします。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、集会所の要望に対して町がすべてこたえているかということですが、22年度については、要望箇所についてはすべておこたえをさせていただいて、修繕をさせていただいたということでございます。

なお、交通指導員さんの人数については、この決算書をちょっとごらんいただきますと、53ページの8の報償費の交通指導員報償というところに12人ということで記載をさせていただいております。12人でございます。よろしくお願いいたします。

○河井勝久委員長 いいですか。

○松本美子委員 はい、結構です。ありがとうございました。

ほかにもございますか。

清水委員。

○清水正之委員 説明書の39ページなのですが、ちょっとわかりづらいのですが、雑入のところでは防災広場の資材運搬業務の委託料を町が出しているということなのですが、これはどういう経過なのでしょう。町がどこかに委託して町が実施したということが入っているというふうにとらえていいのでしょうか。

それから、63 ページなのですけれども、国勢調査の関係です。先ほど税務課長のほうが町税が非常に落ち込みが大きいと、特に特徴の部分の落ち込みが大きいのだというふうに言われたのですが、国勢調査の結果で正職員というか、常勤職員というのですか、きちっと勤めをしている人が生産者人口に対してどのくらいの割合で嵐山町はいるのか。とりわけ 20 代、30 代、40 代の生産者人口に占める割合がどのくらいになっているのか、統計上出ていたら教えていただきたいというふうに思うのです。

2点です。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、39 ページの雑入の防災広場整備工事に係る資材運搬業務委託料ということで、これは雑入に入っておりますが、実はこれ最初におわびをしなければいけないのですが、この記載内容が実は2項目あったわけなのですが、それを1つにまとめさせていただいてこういった形になっておりまして、資材運搬業務の委託料というのはそのうちの一つでございまして、大きいのは防災広場の整備工事の違約金、そちらの記載をこちらの一本化で書かせていただいて、こちらが申しわけございません、この違約金がこのうち 378 万 7,035 円ということで、工事が中止になったことによって業者さんのほうから違約金として入れていただいたものがこの主な内容でございまして、大変申しわけございません。記載が資材運搬委託ということで、そちらのほ

うがメインになってしまいまして、申しわけございませんでした。

それから、国勢調査の関係でございますが、国勢調査の調査結果につきましては、まだ正式な公表にはなっておりません。この公表結果というのは、まだいろいろと人口だとかそういったものについては、概算というか、埼玉県では発表されているのですが、国勢調査の正式な発表としてはまだ公表されておりませんで、その公表結果もちょっと町のほうには参っておりません。ただ、嵐山町の状況という中においては、そちらのほう公表されてからのことになるので、集計結果が出ていないということございまして、今ちょっとお答えができません。申しわけございません。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、税収ではかるしかないのですが、総体的に正職員というのは減ってきているのでしょうか。とりわけ20代、30代の若い人たちに対しては、むしろアルバイトだとか、そういった部分がふえているというふうにとらえていいのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 大変申しわけございません。今そういった数値をとらえておりませんで、お答えができない状態でございます。申しわけございません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時08分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課並びに会計課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに、43 ページの寄附金のところに義援金で 90 万とあるのですが、これはどこに送ったものなののでしょうか。

それから、45 ページの職員育成事業の補助金、職員資格取得等補助金、これはどういう内容で支出されたものなのですか。ちょっと昨年この支出がありませんでしたので、伺います。

それから、54 ページの入札・契約事業で、町内業者に委託した事業というのはどのくらいになっているのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 初めに、43 ページの寄附金からお答えいたします。

この義援金でございますけれども、3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災地に対しまして、県の町村会を通じまして岩手、宮城、福島に各30万円送らせてもらったものでございます。ちなみに、比企郡内すべての町村90万円でございます。

45 ページの関係の職員育成事業の職員資格取得等補助金でございますが、職員が通信教育で資格を取得したものでございまして、取得資格は社会福祉士でございます。これを2名取得いたしまして、その費用として5万円を補助したというものでございます。

54 ページの入札の関係でございますけれども、まず建設工事、契約額30万円以上でお答えをしたいと思います。全体で件数は70件ございました。そのうち町内は41件、率にしまして58.57%、金額で申し上げますと2億216万7,000円、31.5%でございます。

また、業務委託の関係でございますが、全部で142件ございました。うち58件が町内でございまして、40.85%、金額で2億6,243万6,000円、56.59%でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 説明書のほうでお聞きします。

最初に43ページなのですけれども、AEDの借り上げ料ということで、総

務課だけではなくてほかにたくさんあるのですが、このAEDは、もちろんこれはリースだというふうに思うのですが、何年ぐらいのリースで借りているのか。

それと、何か非常にバージョンアップというか、非常に高度になってきて、人間の手が、こういうときはこうだというふうに余り考えずに、機械のほうでかなり判断してくれるというふうなあれが相当進んでるらしいのですが、なるべく新しい機械を使ったほうが良いというふうに思うのですけれども、リースの更新年数ですか、そういうものをお聞きしたいというふうに思います。

あと1点なのですけれども、49 ページの事業名が電話交換事業なのですけれども、費用が4人分で 353 万何がしが載っていますが、これ直電の事業が入ってこの事業がどういうふうになっていくのかなというふうに思ったのですが、最終的にはすべてコンピューターで、音声で何番を押してくださいとかというのを最近よく事務所なんかではありますが、そのようになっているのでしょうか。それとも、これは住民サービスの一環で、2150 へかければ必ず電話で対応しているようなところまで、多少のところまで残すことも考えているのでしょうか、その点をちょっとお聞きできればというふうに思いますけれども。

○河井勝久委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 43 ページのAEDの関係でございますが、借り上げ料の関係です。これはセコムにかえておりまして、4,900 円の 12 カ月の

1.05 ということで6万 1,740 円、これは総務課というか、1台分でございます。そして、庁舎のエントランスにあるAEDの分でございます。それぞれのところにAEDは置いてあるわけですが、それぞれの科目でAEDの借上げ料は載っていることになっております。

それと、リースに関しましては5年でございます。リースのまま使っていきたいと思いますので、リースが切れましたらまたその都度最新のものに更新していきたいというふうに思います。

次でございますが、49 ページの電話交換の関係でございます。議員もご承知と思いますが、今ダイヤルインという形で各課に直通に電話が入ってくるようになっております。電話交換が 22 年度、本年度も続けて電話交換をやっておりますけれども、ダイヤルインだけで済めば一番いいわけでございますけれども、なかなかそういうわけにもいかないという部分もございます。昨年、平成 22 年の2月にダイヤルインを導入したわけでございますけれども、平成 22 年の 11 月、交換へのぐらゐの本数が入ったか調査した結果がございまして、それが月、1日平均 205 本入ったということでございます。2150 で町民の皆さんが電話入れたのが 205 件ということでございまして、まだもう少し電話交換の業務も必要かなということ。もう一つは、ダイヤルインを広く町民の方にご理解いただけるような周知も必要であろうというふうに考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初に、AEDのほうの関係なのですけれども、5年リースということで、わかりました。

ですけれども、5年たつと、こういうものというのは非常に進歩が早いものですから、5年待たないとだめなのかなというふうな感じがするのですけれども、5年たって再リースということなんかももちろん考えずに、新しいものが出た場合に、ほかの課も切れるときが違うと思うのです。課というか、AEDを使っているところは。ですから、そちらのほうは、かなり今度は違うところでいいのが入ったとか、そういうふうな場合には、できるものだったら、余り講習なんか受けていないと、講習を受けていても使うのはちょっと戸惑うような感じがするので、できるものだったら機械になるべく任せてできるようなものにかえていっていただきたいというふうに思うのですが、これは要望で結構ですから、そのようにできるものであればしていただきたいというふうに思います。

それと、電話交換の事業のほうなのですけれども、まだまだこんだけ、月に205本という、22年の11月ですか、非常に多いというふうに思います。やはり2150になれてしまっている方が非常に多いと思います。我々なんかでも、ああ面倒だ、2150にかけてしまえなんていうふうに、番号を調べずにかける場合もございますので、どこかの時点で2150にかけると交換台ではなくて、交換台を含める費用となると500万ぐらい要るわけですから、一部

でもプッシュでその担当課につながるような感じなものができれば、またその考えのほかに、やっぱり住民サービスからいくといろいろな方がいらっしゃるわけですから、そういう部分も一部残してこの費用が少しでも少なくなればいいような気がするのですけれども、どんなものでしょうか、お考えありましたら。

○河井勝久委員長 どう使われたかという問題なのですよ、22年度のあれが。

だから、次の要望だとかなんとかになってくると予算要望の関係になってくるので、その辺はちょっとどういうふうな、22年度の決算ですからその辺ちょっと、どうします。

○長島邦夫委員 ちょっと聞き直していいかどうか、よろしいですか。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ここに臨時職員等借上げの金額が出ていますから、それから追っていきたいというふうに思うのですけれども、この支出の方向を少しずつでも直していくという考えはあるということですよ。そういうことでよろしいですか。

○河井勝久委員長 答弁は。

○長島邦夫委員 もらいましたよ。

○河井勝久委員長 うなずき会っているのではわからない。

○長島邦夫委員 その答弁だけいただきたいと思いますが。

○河井勝久委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 ダイアルインを導入したそもそもの理由というのが、電話交換の部分をなくしていこうという部分も当然あったと思いますので、その方向に進んでいくのだというふうに思います。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員 ページ数が説明書の 48 ページで、事業名が2会計管理総務事業の会計課のほうで、11 番の需用費のところの印刷製本費、平成 21 年度決算書印刷製本 65 部と口座振替依頼書ということであるのですが、今回町民の方の町民税を口座振替にするという内容になっておりますから、その分だと思うのですが、決算書も昨年は 55 部だったところが 10 部ふえているのは、議会活性化で町民の方が見に来たときにお配りをするために 10 部増刷をしたとは思いますが、口座振替の金額は大体これ幾らぐらいにかかっているのか教えていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 田幡会計管理者兼会計課長。

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 印刷製本費なのですが、昨年は決算書 10 部につきましては、傍聴の方ということでお話がありまして、10 部ふえております。

それから、昨年口座振替依頼書というのと、ちょっと書いてないのですけれども、口座振替通知書、それから納入通知書というような形で、これは部数が口座振替につきましては1,500、それから口座振替通知については5,000枚、納入通知が1万3,000組と、ちょっとまとめて頼んでいまして、昨年なかったというのはまだ前の在庫というのですか、これが残っていて、それをずっと1年、2年使っているというような形で、決算書のほうの印刷は35万1,487円でありまして、口座振替のほうが3つまとめてで18万程度ということになります。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 では、今回コンビニ収納とかとは、これは関係ないものなのですね。

〔「コンビニ収納は今年から」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 今年だけけれども、前もってつくっているのかなと思ったので、確認。

○河井勝久委員長 田幡会計管理者兼会計課長。

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 これは通常の口座振替用と納税通知書でありまして、コンビニのほうにつきましては別に税務のほうでつくっているということになります。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 幾つかあるのですけれども、総括的にもなるかと思うのですけれども、18 から 19 ページに地方譲与税、自動車重量税、利子割交付金、配当割交付金というのがあるのですが、ほとんど減額になっています。そして、それで地方交付税がどうかというふうになると、地方交付税は 21 年度と比べると 22 年度はふえていたのですけれども、総務にかかわる国庫補助金に関してはやはり経済危機対策で 1 億 1,000 万 21 年度あったのが、22 年度は地域活性化で 7,700 万ぐらいになっていて、これは全体的に何とか地方交付税自体はふえていまして、それで財政需要額はやっぱり 22 年度のほうが減額になっているのですが、具体的にちょっと総括的になるのですけれども、これで嵐山町のほうとして事業を行っていく上でもかなり厳しい状況があったなというのはわかるのですが、町民税自体減額になっていますから、それで実際にやりたかったけれどもやれなかったとか、そういったものがどのくらいの事業があるのか伺いたいと思います。これは一般財源に入ってくる金額だと思ったのですが、それについて伺いたいと思います。

それと、45 ページの人事情報システム初期導入費用というのがあるのですが、これはどのような形で使われ、そして導入にしたことによる効果というのはどのようなものになってくるのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 渋谷さん、地方譲与税の関係、総括的なものと言うのだけれども、どうします、総括的のときにもう一度聞きます、ちゃんと。

○渋谷登美子委員 ここで聞いてもいいかなと思ったのだけれども、これは。どっちでもいいです。

○河井勝久委員長 いいですか、では答弁はいいですね。

○渋谷登美子委員 きょうでもいいですし、総括はまた総括でありますから。

○河井勝久委員長 ではそういうことで、答弁もそういう形でお願いします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 今ご質問にありました18から19ページの各種譲与税あるいは交付金の関係は、よろしいということで。

○河井勝久委員長 総括で。

○渋谷登美子委員 総括ではなくて、今やりますよって言っているのです。

○河井勝久委員長 今やります。

○渋谷登美子委員 今やりますよ。総括は総括で別のものがあるからと言ったのです。

○河井勝久委員長 では、やれなかった事業についてどうなのかということで、その部分が総括的な部分に入ってしまうのですけれども。

○渋谷登美子委員 難しかったら総括にしますけれども、どうですか。

○井上裕美総務課長 答えられる範囲で答えますけれども。

○河井勝久委員長 では、やりたかったというのものもあるしという形なのです

けれども、その辺のところについて、では答弁お願いします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、地方譲与税、地方揮発油譲与税、これにつきましては増額になっております。増額になっているというのは、まず地方道路譲与税、これが振りかわりましたので、この部分では大きな増額になっていると。重量税や所得税が税改正で入ってくる額が少なくなったのですけれども、それは 20 ページのほうにあります減収補てん特例交付金というので、1,415万4,000円ほど。自動車取得税の交付金が減収になった分は、その交付金が入ってきております。そういった関係で、プラス・マイナスしますと、マイナスにはなっておりますが、これは日本全国経済状況というのは余りよくない方向で今まで推移されておりますので、当然こういうような税にしても、交付金にしても、下がってきている現象がございます。

交付税の関係でございますけれども、交付税につきましては、先ほど基準財政需要額が下がっているというようなお話をさせていただきました。前年に比べますと基準財政需要額で約5,120万円ほど、基準財政需要額は下がっております。しかしながら、基準財政収入額もさらに下がっておりまして、1億2,600万ぐらい基準財政収入額が下がっております。そういったこともありまして、地方交付税が伸びたというふうに言えると思います。

それから、こういったお金の関係で、事業が実施したくてもできなかったものがあるかというようなご質問だったと思いますが、事業は、まず予算を

つくるときには各担当課からさまざまな事業が出てきて、そのヒアリングをさせてもらいますが、これがすべてできるということは、まずあり得ません。ほとんど、まず最初に出てくるときに歳入に対して歳出が15億円ぐらい多くなっているのは当たり前のごさいますして、いろんな事業がございますので、各課入れたい事業がたくさんあります。その中で優先順位を決めながらやらせていただいているというのが、今の状況でございます。

ご存じのように財政調整基金の残高というのも、たくさん余裕があるわけではございません。その中でやりくりをしながらやっていくというのが状況でございます。それはそのぐらいということでもよろしくお願ひします。

45 ページの人事情報システム初期導入費用でございますけれども、TKCに人事システム、これを委託しておひまして、現在人事給与台帳というのが紙ベースなっております。この紙ベースを電子化したいというようなことの初期導入の費用でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 42 ページなのですけれども、総務管理事業の報償費ですけれども、この決算で出てきました着手金ということでありましてけれども、どういう形でこれが発生したのでしょうかお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 42 ページの報償費の訴訟代理人の着手金でございますが、これは訴訟を提起されまして訴訟代理人の委任契約、これを顧問弁護士であります関口弁護士と結ばせていただきました。40 万円で、2件起こされておりますので、2件分ということでございます。今現在裁判をやっておりまして、平成 22 年の 10 月 13 日が第 1 回口頭弁論がございました。それから、9 月 1 日現在まで第 6 回の口頭弁論が終了しております。それぞれ今までは準備書面の反論等が中心の裁判でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 着手金ということですが、予想される費用というのは今の段階でわかりますか。

○河井勝久委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 顧問弁護士への関係でございますけれども、着手金として 40 万円、今 1 件当たり払わせていただいております。40 万円と消費税です。この関係でございますけれども、委任事件につきましては第一審の判決の言い渡し、これがあつたときには町と弁護士の間で協議をいたしまして、相当額の報酬を支払うという委任契約をしてございます。ですので、今のところ幾らになるかというのは、まだ不確定でございます。裁判の行方というのも不確定でございますので、その最終的な報酬、そういったところも不確定ということをご理解いただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、総務課長並びに会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午後 1時31分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入る前に主要な施策の説明書で訂正箇所があるということであり
ます。新井町民課長から訂正をお願いしたいと思います。これを許します。

○新井益男町民課長 それでは、大変申しわけありませんけれども、主要な施策の説明書の 73 ページをお開きください。

73 ページの一番上なのですが、保険料免除の状況という表があるか
と思います。この中の免除者数の中の申請免除というところの数字が
「541」となっていると思いますけれども、これを「558」というふうにご訂正を
お願いしたいと思います。それで、合計は 869 というのは変わりません。そ
こが訂正箇所でございます。よろしく申し上げます。

○河井勝久委員長 免除率も変わるの。

○新井益男町民課長 免除率は変わりません。

○河井勝久委員長 よろしいですね。

○新井益男町民課長 この 541 というのは、昨年の数字が 541 で、ちょっと上書きをして直したときに、ちょっと直し切れなかったという状況です。すみませんでした。

○河井勝久委員長 それでは、続いて町民課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 73 ページ、72 ページになると思うのですがけれども、先ほどの数字なのですからけれども、免除率が 29.5% になって、そして 21 年は 27.8% になったこと。そしてもう一つ、国民年金なのですからけれども、年金の 1号の人と3号の人がやはりだんだんだんだん少なくなってきて、一方 73 ページになりますと、21 年度と 22 年度で、合計欄になるとやっぱり 22 年度が 4,243 件になっていて、21 年度が 4,169 件、ここの数値はそれほど大幅な変更というか、変更はしているのですけれども、これについて町としては、例えばこの数値では厚生年金で 60 歳からとか共済年金で 60 歳からの受給者数というのは見えてこないのだけれども、年金の受給者数はどのように変化していて、そして支払う人はどのような感じで変化しているか。

免除者数がこれですと、さらに徴収率と、徴収率ではないですよ、これは。年金の場合は徴収と言わないので、うんと少なくなっていますから、そう

いったことから考えたときの嵐山町の、これは日本国全体で見るわけなのですけれども、嵐山町全体の状況はどのような形になっているのか。ほかの市町村と、全国的な平均と比較してよい数値なのか、悪い数値なのかというのを伺えたらと思うのですが。

それと、もう一つなのですけれども、74 ページになるのですけれども、後期高齢者の負担金です。負担金がやはりだんだんふえてきていて、そしてこれに対して、これは前年度も質問しているわけなのですけれども、後期高齢者の医療費の具体的な疾病とかそういった形のものかわかってくるようでしたら、どこかで出していただきたいのですけれども、それが出ていないと思いますので、伺います。

それだけでお願いします。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 それでは、国民年金の関係ですけれども、保険料免除の状況からちょっとお話ししたいと思います。

平成 22 年度は 21 年度と比較して、被保険者数が 111 人ほど減ってございます。その中で免除率というのが、お話があったとおり 21 年度が 27.8%に対して 22 年度は 29.5%ということで、1.7%の上昇をしているわけです。嵐山は川越の社会保険事務所の関係で、西部地区への資料しかちょっと手元に持っておりませんが、西部地区の川越市からときがわ町に関係するものなのですけれども、免除率の平均が 2.0%というような数

字で、これは2.0%というのは増加率が2.0%で、川越管内でいくと21年度の平均が22.9%、22年度末の平均でいきますと24.9%、2%ほど上昇していますけれども、嵐山はその中で1.7%の上昇でおさまっているという状況でございます。

○渋谷登美子委員 免除率が高いんだね。

○新井益男町民課長 それから、ちょっとその中で、厚生年金の加入者等の内訳については、ちょっと手持ちの資料がございませんので、申しわけございません。

それから、後期高齢者の関係のこれは後期高齢者医療特別会計の繰出金のことでいいでしょうか。

○渋谷登美子委員 これ74ページに負担金出ていますよね。

○新井益男町民課長 平成21年度が1億546万9,736円で、平成22年度が1億1,613万7,000円ほどになっておりまして、約1,100万ほどふえているというふうなものですけれども、この中身につきましては共通経費とそれから療養給付費の負担金と二本立てになっているのですけれども、共通経費のほうは均等割が10%、人口割が45%、高齢人口割というのが45%、合わせて100%の中で共通経費がございます。その共通経費でも100万円近く伸びている部分があるのですけれども、それよりも療養給付費負担金のほうの伸びというか、それが大きいものというふうになっています。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、嵐山町の場合は法定免除率が29.5%なので、去年は川越平均では24.9%が、嵐山町の場合は29.5%という形だと、若干嵐山のほうが川越の西部地域の中では免除率が高いというふうな形で見たほうがいいということですね。法定というふうを考えるのですけれども、それは国民年金の免除があるということは、川越地域の西部地域の中で見ると、比較的所得が少ないというふうに見るべきなのか、それとも免除をしたほうが得というふうな感じで皆さんが考えられて、免除をしているというふうにするのか。この2%の伸びというのでも、同じあれではちょっと違うような気がするのですけれども、そこら辺についての考え方はいかがなのでしょう。

それと、ごめんなさいね。こっちでやらなくても広域連合の後期高齢者のほうでやってもよかったのですけれども、療養費の伸びのほうが大きいということは、人数的なものもあるのですけれども、後期高齢者の療養内容というのはどのように変化してきているのか伺えたらと思ったのですけれども、今無理だったら後期高齢のほうでまたやりますので。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 年金の関係ですけれども、比企管内よりもどっちかというと川越、それから朝霞、志木、ふじみ野とか、南のほうにいかれたほうが、同じには、22年度の免除率を見ては低いのです。どっちかというと、北というのですか、西部でもこちらに近いほうが免除率が高いというふうに見

受けられます。

一番高いのが、この西部地区の中では越生町が 32.8% というような率で、報告が上がってきております。それから、隣の小川町も 28.9% というような率になってございます。

後期高齢者の関係ですけれども、医療の内容については広域連合から特別に詳しいデータが入ってきていないかなというふうに思っているのですが、確認させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○渋谷登美子委員 はい。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員 説明書の 73 ページの出産育児一時金分なのですが、昨年に比べてこちらは減っておりまして、出産される方の人数が少なくなっているのでしょうか。

○河井勝久委員長 新井町民課長。

○新井益男町民課長 出産育児一時金につきましては、国民健康保険特別会計に繰り出していただく事業ということで、平成 21 年度につきましては全部で 30 人分の予算で繰り出しをしていただいております。平成 22 年の年度の途中に出産育児一時金の経費の金額が 38 万円から 42 万円に上がっておりまして、10 月から上がっているかと思うのですが、20 人分が 38 万円、10 人分を 42 万円という形で平成 21 年度は計算されております。

して、それで全部で30人分という数字でございました。22年度につきましては42万円の20人分で、その3分の2が対象経費ということで、560万円という金額で補助していただいたものでございます。実際に国保のほうでまたお聞きしていただきたいと思うのですけれども、出産に関しては、昨年と今年では少なくなっています。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時46分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 127ページになると思うのですけれども、毎年毎年出ているのですけれども、社会教育指導員報酬で126万円というのがありますけれども、この社会教育指導員は具体的にどこでどのような業務に携わ

っているのか伺いたいと思います。これはどのような内容の仕事をしているか、しっかりした内容を伺いたいと思います。

それから、130 ページです。130 ページの放課後子ども教室コーディネーター謝金、これは何をしているか大体わかるのですけれども、放課後子ども教室安全管理員謝金 25 人分で 77 万 9,670 円、具体的にどのような形で使われているのか。それから、放課後子ども教室アドバイザー謝金、8 人分で、これどのくらいの件数で、どのような内容に使われているのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、127 ページの社会教育指導員の具体的業務ということでお答えさせていただきます。

社会教育指導員につきましては、主に人権教育に携わる関係で、集会所活動のふれあい講座、それからふれあい塾の指導、その他の時間につきましては、生涯学習だとか社会教育、文化スポーツ課の窓口事務等をやっております。

放課後子ども教室の安全管理員、アドバイザーにつきましては、金井のほうからお答えいたします。

○河井勝久委員長 では、金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 それでは、私のほうから安全管理員の謝金の関係と放課後子ども教室アドバイザーの謝金の関係に

つきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、安全管理員でございますが、こちらの放課後子ども教室推進事業といいますのは国の文科省の事業でございます、その中で埼玉県の放課後子ども教室推進事業等補助金算定基準というのがございまして、それに基づいて定められたものがございます。安全管理員につきましては、子供さんが活動されるとき安全等を見守ることが主な役割で行っていただいております。

平成 22 年度におきましては、定期的に主に木曜日の午後4時から5時の1時間を公民館を拠点に活動を重ねてまいりまして、それ以外に土曜、日曜等の中で、屋外での活動とか、そういったことで重ねてまいりました。延べの回数でございますが、全部で活動日で数えますと 78 回ほどございます。その中で、安全管理員さんの方は子供さんのご父兄の方がほとんどでございますが、そういったことで、そのたびそのたびに、その時々でご協力をいただきながら、安全管理員として見守りを行っていただいているところでございます。

それと、学習アドバイザーにつきましては、町のほうから前公民館長であります大塚先生を学習アドバイザーということでご委嘱申し上げまして、お一方は学習アドバイザーとしてこちらに、8名のうちの1人ということでございます。それ以外につきましては、この1年間の活動の中で、例えば木工教室ですとか科学実験教室、もちつきだとか、しめ縄づくり、それから茶道教室、

そういった時々の講師になっていただく方ということで、それらの方々を含めまして8人ということで、こちらには計上させていただいております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 社会教育指導員について伺うのですが、以前情報公開請求しましたときに、吉田集会所の人権教育推進委員会となって、ふれあい講座に関して専門的な人を入れてほしいというふうな形でいろいろ出ていたのですけれども、その中でほぼ1人専門的な人がついているというふうな形の文書があったのですけれども、そのような形で理解していいとしますと、この社会教育指導員のほうはほとんどふれあい講座のほうにかかわって、人権教育推進のことについてかかっているという形で、従来の社会教育指導員という立場とは嵐山町の場合は違うというふうに考えてよろしいのでしょうか。これに関して言えば、どの程度の割合で人権教育のふれあい講座、ふれあい塾にかかっている、そしてほかの部分とどのくらい違うのか。町役場にいらっしゃることはわかっているのですけれども、その点ほとんどの重点的なものでいきますと、これはどのような形でかかっているのか伺いたいと思います。

それと、放課後子ども教室アドバイザーの方に関しますと、1人の方は大塚先生で、あとの方はそれぞれという形で、算出というのとはどのような形になされているのか、この25万4,500円の算出です。それについて伺いた

と思います。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうからは、社会教育指導員の関係についてお答えいたします。

集会所活動のふれあい講座につきましては、平成 22 年度 49 回開催いたしました。それから、ふれあい塾につきましては、年間 25 回ほど開催いたしました。こういった中でいろいろ準備だとか、集会所まつりだとかいろいろなことがあります、かなりの時間こちらのほうのふれあい講座とか、ふれあい塾のほうに携わっております。

それから、人権教育以外の場とそのほかの場はどのくらいの割合かというの、具体的に何対幾つというのはちょっとよくわからないのですけれども、多くのところは人権にかかわる部分で仕事をいただいております。

それから、従前と役割が違うのではないかという話なのですけれども、特にここへ来てそういった任務だとか、そういう役割が変わったというふうなことはないというふうに考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 それでは、ただいまの学習アドバイザーの謝金の算出につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、町のほうで委嘱をさせていただきました学習アドバイザーという職に関しましては、報酬ということで1時間 1,000 円ということでお願いをしております。

それで、トータルで申し上げますと、1年間ご協力いただきまして、学習アドバイザーとしての謝金部分につきましては、160.5 時間となります。

それから、あとそれぞれ活動のときに講師の方をまた別にお願いたいたとかという方の分がこちらに含まれていると申し上げましたが、それ以外講師の謝金として、合計で9万 4,000 円でございます。合わせて 25 万 4,500 円というものになります。

それぞれの講師に関しましては、特に基準というものは、町で以前公民館がありましたときに、町内は 7,000 円、町外は1万円とかというようなある程度の基本ラインがございましたので、それに基づくような形で、遠くから来ていただいたり、材料等を先生がみずから用意していただいたりとか、そういった場合には多少上乘せしたりというのがございますが、そういった面で講師の謝金としての金額につきましては、内訳の中で9万 4,000 円でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 今までの社会教育指導員というのは全然、従前と全く変わらないということだと、社会教育指導員は嵐山町の場合は人権問題、

同和問題にかかわるものに携わっていて、ほかの社会教育指導についてはほとんど携わっていないというふうな形で見てよろしいのでしょうか。そうしますと、社会教育指導員というのは、本来ならばいろいろな形で社会教育を行っていくさまざまな分野の形のものを公民館などでも一緒に携わっていきながらやっていくという形が、嵐山町の場合はたまたま 22 年度について気づいたものですからあれですけれども、社会教育委員会がそれぞれいろいろな部分ではやっているけれども、肝心な社会教育指導員さんはそういった社会教育には携わらず、今までも従前と同じように人権教育、同和問題にかかわる吉田集会所の人権講座と人権ふれあい講座だけにかかわってきたというふうに、ずっと卓上での町の仕事ぶりを見ておりますと、そのように見えているのですが、そのように理解してよろしいのかどうか伺いたいと思います。

それと、先ほどの1時間 1,000 円をお願いしていて、そして9万 4,000 円の費用というのは、それぞれの先生たちに来ていただくというのは、時間がお一人の方、町内の方だったら半日で 7,000 円、町外の方だったら1万円というふうな算出なのか、それとも1時間 1,000 円という形なのか、これちょっと今わからなかったのですけれども、1時間 1,000 円というのは大塚先生なので、これもまた非常に低額の金額なのですが、その点について伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 社会教育指導員さんの任務につきましては規則がありまして、社会教育の特定分野の直接指導、それから生涯学習に関する学習相談、それから社会教育団体の育成、指導に関することというふうなことがあります。そういった中で、今やっただいて人権教育、吉田集会所のふれあい講座等の関係につきましても、社会教育の特定分野の直接指導ということで、こちらのほうの任務に当たるのではないかとということで、従来どおりやっただけなのが現在の状況でございます。

○河井勝久委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 それでは、アドバイザー謝金の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、学習アドバイザーにつきましては時間 1,000 円ということでございますので、例えば1日のうちに2時間ありました、3時間ありましたということであれば、それが当然積み重なるわけでございますが、それとは別な部分の講師のほうの9万4,000 円部分のということでございますが、そちらにつきましてはそれぞれの行事によって、時間ということではなくて午前中、例えば 10 時から始めればお昼までかかりましたとか、午前午後を通して2回やっただいたとか、そういったものもございますので、時間というのではなくて、1回来ていただいたときにその分をお支払いしていると。

○渋谷登美子委員 金額がわからない。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 金額につきましては、先ほ

ど申しあげましたけれども、それぞれやっていただく内容ですとか、先生によってそれぞれ遠い、近いとかもございますし、午前中例えば1時間とか1時間半で終わってしまう場合もありますし、午前午後をまたいでのご指導をいただいている場合もございますので、先生によって時間がちょっと違ったり、金額もそれに基づいて差は多少つけさせていただいているところでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 社会教育指導員報酬、ただいまの質疑を聞いていて、ちょっとやっぱり問題だなと思うのです。同和以外にどのぐらいこのほかの分野をやっているのかというのを1点伺いたいと思うのですが。

それから、吉田集会所の利用状況なのですが、49回足す25回、合わせて74回の利用ということでよろしいのでしょうか。それ以上あれば伺いたいと思うのですが。

それと、131ページの図書館の関係なのですが、あそこは消毒をして清掃したわけですね。ただ、その後また水が出ているとかという話を聞くのですけれども、そうすると、あの掃除というのは何か意味があったのかなと思うのと、結果的には意味がなかったのではないかなと思うのですが、まずその点を伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 社会教育指導員は、同和、人権以外にほかの部分は何かやっているかというお尋ねなのですけれども、そのほかにもいろいろ生涯学習に携わる部分、社会教育に携わる部分等いろいろあります。それから、文化スポーツ課の中の窓口の事務だとか、そういった部分もありますので、具体的にこちらが何割で、それ以外の部分が何割というのはなかなか難しい問題なのですけれども、人権教育に携わる部分とその他の部分ということで仕事に従事していただいております。

それから、次の 49 回というのが集会所講座の中のふれあい講座、成人学級のほうの回数が 49 回、それから 25 回というのが小学生学級ふれあい塾を開校した回数が 25 回で、両方を足すと 74 回というのがその講座の回数であります。

○河井勝久委員長 船戸図書館長。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 それでは、川口委員のご質問にお答えいたします。

川口委員がおっしゃっているのは、たしかスチーム洗浄の件だと思えます。これは図書館ができて 10 年たって初めてスチーム洗浄というものを昨年度実施いたしまして、場所についてはこういったフローリングの部分でございます。それと、あと視聴覚室、そういったところを一応スチーム洗浄やりまして、こちらについては高熱というか高温の洗浄でございますが。な

お、これについては一応3年に1度ということで、予算のほうは話が私のほうとありまして、昨年度やった関係であと3年後というような形で一応話はなっているのですが、今川口委員のほうからのご指摘でございます多目的室1、それと多目的室2ということで、そちらの両部屋が梅雨どきの6月から、この間の大雨によってずっとその間下の床が下からわいてきてしまうというような状況で、現在マットを外して日干しをしているような状況でございます。

そういったことで、その影響が今後どのように出るかというのは、まだ今現在ちょっとわからないのですが、もしまたこういったカビだとかにおいが発生するようであれば、昨年初めて実施したのですけれども、また続いて来年度、それ以降も引き続いてやっていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 先ほどの関係で49回がふれあい講座の回数、25回がふれあい塾の回数で、計74回というふうなお話をしたところなのですけれども、これは講座の数でありまして、社会教育指導員さんにつきましては週3回以上ということでお勤めしていただいておりますので、この74回だけが全部ではありません。そのほかの日も勤務していただいている状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 この分野の担当をして本当に課長はお気の毒なのですが、けれども、いろんな課長がこの分野で苦勞をしていると思うのですけれども、ちょっと実情は、社会教育指導員さんがどの程度ほかの分野をやっているのかというのは、ちょっとわからないということであるものですから、しようがないのですけれども、ちょっと今のお話ですが、同和関係だけをほとんどやっているというふうに聞こえますので、それではほかの分野が十分進まないというふうに思いますので、ほかの分野にもきちんと目を配っていただきたいというふうに思います。

それで、吉田集会所の利用状況を伺いたいのですけれども、74回は利用しているということによろしいのでしょうか、そのほか何か利用しているかどうか。あそこの施設をどうしようかというふうに私自身思っていますので、ちょっと回数を伺いたいと思います。

図書館は、今後の問題になりますから、わかりました。ありがとうございました。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 失礼しました。利用状況ということで74回、全部吉田集会所のほうで実施しているかということなのですけれども、74回のうちには子供たちのふれあい塾については小学校で開催している部分がございますので、74回全部が集会所ではございません。それから、ほかの

利用があるかということなのですからけれども、ほかにも吉田地区の方が何回か利用していただいたりとか、そう多くはないのですけれども、ほかにも利用はあります。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 吉田集会所の利用状況、利用回数というのは、年何回ぐらい使われているかというのはわかりますか。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 申しわけありません。今ここに22年度の全体の利用回数というのは、ちょっと持ち合わせておりません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほどお聞きいたします。

127 ページの下のほうに補助金があるのですが、嵐山町子供会連絡協議会の補助金なのですが、連絡協議会は団体が昔は随分あったというふうに思うのですが、今はどのくらいあるのでしょうか。そして、事業内容は各団体ともいろいろ違うと思うのですが、補助に対しての事業内容がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、134 ページの博物誌編さんの事業なのですが、報償費で毎年多額の金額が上がっているのですけれども、調査委員の報酬ということなので

すが、主にどんなことを現在はやってこの報酬を払っているのかお聞きしたいというふうに思います。

2点です。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 私のほうから子供会連絡協議会のほうの関係についてお答えさせていただきます。

現在町に登録されている子供会の数は、3団体でございます。こちらのほうの8万500円、連絡協議会のほうに補助金として支出しているわけなのですけれども、こちらのほうは町の子供会の連絡協議会ということで8万5,000円、登録してある町の団体は3団体であります。

主な活動ということなのですが、こちらにつきましては役員会それから総会、それから夏休みに視察研修ということで、研修のほうに出かけております。

以上です。

○河井勝久委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 博物誌編さん委員会の調査員の報償についてお答えいたします。

22年度には、歴史の部会それから植物の部会、地質の部会と3部会が活動しております。主な内容ですけれども、役場での会議、それから現地の調査、それから個人的な資料の取りまとめですとか原稿の執筆ですとか、

そういったものをひっくるめまして、大体時間に換算をしていただいて1日8時間ということで、四半期ごとに調査委員からの申告に基づいてお支払いをしております。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初に子供会のほうからお聞きしますが、3団体ということで大分少なくなっているなという感じがするのですけれども、子供会の各会に補助しているということではなくて、あくまでも連絡協議会の運営に関して補助をしているというふうに受け取ったのですが、その中で今役員会、総会、視察研修ということで聞きましたが、各会にはお金は行っていないということよろしいのでしょうか。

続きまして、報償費の関係なのですけれども、多岐にわたって調査があるのだというふうなことでございます。ですから、調査員さんによって仕事量が当然違うというふうな、ですから一律ではないのだと。

それと、仕事内容も今言ったように違うのだと。この上にある、3階にあるそういうふうないわゆる資料をまとめる仕事も入っている、または発掘したようなものをいろいろまた再度調べるそういうようなものも入っているということで、それでよろしいわけですか、これは確認だけで結構です。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 子供会連絡協議会の補助金ということなの

ですけれども、こちらのほうは連絡協議会への補助をしているということで、各子供会単位に補助をしているものではないです。

以上です。

○河井勝久委員長 植木副課長。

○植木 弘文化スポーツ課生涯学習担当副課長 それぞれ博物誌は3分野が22年度で終わったわけですが、23年度には一応植物の部会だけが残っておりますけれども、それぞれ進捗状況に応じて活動の内容が変わっておりますし、調査員の中にも全体のまとめをする人間、それから個々の自分の持ち分の分野をやる人間、いろいろおりますので、全く一律ではないです。個人の仕事に応じてお支払いをしているということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 教育委員会の部分でこれ気になるのは、報償費の部分がかちょっと私も気になるのです。教育委員会は報償費の何か基準というのは設けてあるのですか。先ほどの渋谷委員の質問の中では1時間1,000円というものが出てきているのですけれども、例えば130ページの放課後子ども教室コーディネーターの謝金、それから前のページの文化スポーツ課、公民館事業の報償費23人で80万、それから今話のあった博物誌に対

してはまた特別な話だと思っておりますけれども、135 ページの体育指導員があると思っておりますけれども、ひとりスポーツのところでのゴルフ、エアロビクス、卓球なんかの謝礼、こういうのを見ると、ちょっと報償費の何か基準みたいなものがあるのかなという、できていないのかなとか、前回はそうだったので、特に先ほど言った放課後子ども教室の場合は文科省の事業だという話があったわけですが、報償費の使い方というのは何というのですか、ある程度の基準が設けられていて、そういう形で出しているということになっているのでしょうか。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 報償費の算出の基準ということなのですが、基本的に公民館講座、あとは集会所講座については町内1事業約2時間 7,000 円、それから町外の方については1万円というような基準でもってお支払いしております。先ほど委員さんおっしゃられたように、放課後子ども教室だとかそういうものにつきましては、ちょっと一定の基準、ある程度あいまいな基準でもって算出しているような状況がございます。

○河井勝久委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 埼玉県放課後子ども教室の推進事業の関係でございますが、埼玉県の実施要綱がございまして、その要綱の中に謝金等の上限額は定められております。

参考までに申し上げますと、1時間当たり安全管理員さんにつきましては

1,330 円、これが上限でございます。今嵐山町では、安全管理員さんは1時間 500 円の計算に基づいてやらせていただいております。学習アドバイザーにつきましては1時間 1,480 円、これが上限でございます。去年ご委嘱申し上げました学習アドバイザーという立場の方につきましては、1時間 1,000 円ということでお願いしてございます。それと、コーディネーターでございますが、こちらも上限がございまして1時間 1,480 円以内というものがございます。コーディネーターにつきましては時間 850 円で、去年はお願いしてございます。それでかかった時間をそれぞれごとに応じてお支払いしているところでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、補助事業以外のものについての目安と
いうか、そういった部分というのはあるのでしょうか。

○河井勝久委員長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 補助事業以外の部分のそういった報償費の
目安ということなのですけれども、先ほどもちょっと初めにお答えをしたので
すけれども、町内であれば 7,000 円、それから町外であれば1万円と、そう
いった基準をもとにお払いを行っております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 129 ページなのですけれども、真ん中ほどで、役務費の関係で筆耕料という形で2万円という計上がありますけれども、この内容につきまして22年度はどんなふうに行われたのか、何枚ぐらいのものを書いたのか伺います。

その下のほうで、嵐山町の春季芸能大会が開催されております。これは長年行われておりますけれども、少しずつ補助金等も減っているようですが、22年度は何団体ぐらいが参加をしたのかまずお尋ねします。

以上です。

○河井勝久委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 129 ページの筆耕料の関係でございますが、こちらにつきましては昨年公民館事業の中で、公民館入り口等に立て看板、行事のたびに大きい、これ高さが2メートルちょっとになりますか、そういった立て看板等大きい字で筆で書いていただいたものでございます。行事につきましては、たしか年4、5回あったかと思えます。さつき・山野草展、盆梅・書道展、それから七つのお祝い、嵐山まつり文化展等でございます。主なものについてはそういったものでございます。

それと、あともう一点、嵐山町春季芸能大会開催費への補助金ということでございますが、活動事業の補助金ではなくて、芸能大会を開催するための補助金でございますが、その会のほうへ補助しているものでございまして、参加者数につきましては大変申しわけございませんが、ちょっと今数字

の把握はありません。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 芸能大会の開催につきましては、嵐山町のあらゆる諸団体の方たちが一堂に会して年1回の開催だというふうに記憶しておりますけれども、かなりの団体数が参加をしているということで、時間帯はかなり少なく、1団体が1曲なり2曲なりというような形をとっているというふうに把握しているのですけれども、もし参加団体が22年度わかりましたら教えていただければと思っていますが、わからなかったら後ほど結構ですけれども、質問させていただきます。

○河井勝久委員長 金井交流センター館長。

○金井敏明文化スポーツ課交流センター館長 大会のほうに何団体または個人での参加が何名ぐらいあったかというものにつきましては、後ほど調べて資料のほうをご提出申し上げたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○河井勝久委員長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 2時23分)